

2025年11月更新内容

車種：普通／小型乗用車＜ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む）＞

【スズキ】

* 2025(令和7)年5月1日から2026(令和8)年4月30までに新車新規登録等を行った場合に適用

〔重量税の特例措置〕

区分「○」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除（※）となります。

2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

区分「●」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時に限り重量税は本則税率から減免（免税、50%、25%軽減（1回限り））（※）した税額となります。

初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

区分「◆」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

（※）初回継続検査等時の免除等の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに

車検証の交付等を受けた場合に限り適用されます。

通称名	型式 指定番号	車両型式	排気量 (ml)	車両重量 (kg)	類別 区分番号	WLTCモード			重量税の特例措置			
						燃費 燃費 基準値	低燃費区分 令和12年度 燃費基準達成割合	区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)		
										新車新規検査 3年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)	
クロスビー	21351	5AA-MND1S	1,197	970	0001	22.8	27.5	80%	●	25%軽減	11,200	10,000
クロスビー	21351	5AA-MND1S	1,197	990	0002	22.8	27.4	80%	●	25%軽減	11,200	10,000
クロスビー	21351	5AA-MND1S	1,197	1010	0601	21.0	27.3	75%	◆	本則税率	22,500	15,000
クロスビー	21351	5AA-MND1S	1,197	1030	0602	21.0	27.2	75%	◆	本則税率	22,500	15,000

車種：普通／小型乗用車＜ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む）＞

【本田技研】

* 2025(令和7)年5月1日から2026(令和8)年4月30までに新車新規登録等を行った場合に適用

〔重量税の特例措置〕

区分「○」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除（※）となります。

2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

区分「●」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時に限り重量税は本則税率から減免（免税、50%、25%軽減（1回限り））（※）した税額となります。

初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

区分「◆」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

（※）初回継続検査等時の免除等の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに

車検証の交付等を受けた場合に限り適用されます。

通称名	型式 指定番号	車両型式	排気量 (ml)	車両重量 (kg)	類別 区分番号	WLTCモード			重量税の特例措置			
						燃費 燃費 基準値	低燃費区分 令和12年度 燃費基準達成割合	区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)		
										新車新規検査 3年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)	
VEZEL	20111	6AA-RV5	1,496	1380	0008	25.4	24.8	100%	●	免税	0	15,000
VEZEL	20112	6AA-RV6	1,496	1460	0008	21.4	24.1	80%	●	25%軽減	16,800	15,000

車種：軽乗用車
<ガソリン車・LPG車(ハイブリッド車を含む)>

【三菱自動車】

* 2025(令和7)年5月1日から2026(令和8)年4月30日までに新車新規登録等を行った場合に適用

[重量税の特例措置]

区分「◎」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除(※)となります。

2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

区分「●」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時の重量税は本則税率から減免(免税、50%、25%軽減(1回限り))(※)した税額となります。

初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

区分「◆」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

(※)初回継続検査等時の免除等の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り

適用されます。

通称名	型式 指定番号	車両型式	排気量 (cc)	車両重量 (kg)	類別 区分番号	WLTCモード			重量税の特例措置			
						燃費値	燃費 基準値	低燃費区分	区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)	
								令和12年度 燃費基準達成 割合			新車新規検査 3年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)
ekスペース	21388	5BA-BA1A			0001	21.0	27.6	75%	◆	本則税率	7,500	5,000
ekスペース	21388	5BA-BA1A			0002	21.0	27.5	75%	◆	本則税率	7,500	5,000
デリカミニ	21388	5BA-BA1A			0003	21.0	27.5	75%	◆	本則税率	7,500	5,000
デリカミニ	21388	5BA-BA1A			0004	21.0	27.5	75%	◆	本則税率	7,500	5,000
デリカミニ	21388	5BA-BA1A			0005	21.0	27.4	75%	◆	本則税率	7,500	5,000
デリカミニ	21388	5BA-BA1A			0006	21.0	27.4	75%	◆	本則税率	7,500	5,000

2025年10月更新内容

【電気自動車・燃料電池自動車】

* 2024(令和6)年1月1日から2025(令和7)年4月30日までに新車新規登録等を行った場合に適用
・乗用車、車両総重量3.5t超のトラック・バス

* 2024(令和6)年1月1日から2026(令和8)年4月30日までに新車新規登録等を行った場合に適用
・車両総重量3.5t以下のトラック・バス

* 重量税について、新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

(※)初回継続検査等時の免除等の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用されます。

メーカー名	通称名	車両型式	重量税の特例措置		
			重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)	新車新規検査
本田技研工業	N-ONE	ZAA-XXXXX	免税	0	0

※ 電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有するもの以外が対象となります。

※ 揭載の車両以外の電気自動車・燃料電池自動車でも、特例措置の対象となる場合があります。

※ 車両型式欄の「XXXXX」は、各メーカーの届出型式を示します。

車種：普通／小型乗用車＜ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む）＞

【本田技研】

* 2025（令和7）年5月1日から2026（令和8）年4月30までに新車新規登録等を行った場合に適用

〔重量税の特例措置〕

区分「○」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除（※）となります。

2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

区分「●」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時に限り重量税は本則税率から減免（免税、50%、25%軽減（1回限り））（※）した税額となります。

初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

区分「◆」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

（※）初回継続検査等時の免除等の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに

車検証の交付等を受けた場合に限り適用されます。

通称名	型式 指定番号	車両型式	排気量 (ml)	車両重量 (kg)	類別 区分番号	WLTCモード			重量税の特例措置			
						燃費 燃費 基準値	低燃費区分 令和12年度 燃費基準達成割合	区分	重量税額（円）			
									重量税 (新車) 減免率等	新車新規検査 3年（自家用）	初回継続検査等 2年（自家用）	
PRELUDE	21352	6AA-BF1	1,993	1460	0001	23.6	24.1	90%	●	50%軽減	11,200	15,000

車種：普通／小型乗用車＜クリーンディーゼル車（平成21年排出ガス規制適合又は平成30年排出ガス規制適合）（ハイブリッド車を含む）＞

【マツダ】

* 2025（令和7）年5月1日から2026（令和8）年4月30までに新車新規登録等を行った場合に適用

〔重量税の特例措置〕

区分「○」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除（※）となります。

2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

区分「●」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時に限り重量税は本則税率から減免（免税、50%、25%軽減（1回限り））（※）した税額となります。

初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

区分「◆」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

（※）初回継続検査等時の免除等の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに

車検証の交付等を受けた場合に限り適用されます。

通称名	型式 指定番号	車両型式	排気量 (ml)	車両重量 (kg)	類別 区分番号	WLTCモード			重量税の特例措置			
						燃費 燃費 基準値	低燃費区分 令和12年度 燃費基準	区分	重量税額（円）			
									重量税 (新車) 減免率等	新車新規検査 3年（自家用）	初回継続検査等 2年（自家用）	
CX-30	20822	3DA-DM8R	1,756	1460	0051	20.2	26.6	75%	◆	本則税率	22,500	15,000
MAZDA3	20704	3DA-BP8R	1,756	1400	0051	21.5	27.1	75%	◆	本則税率	22,500	15,000
MAZDA3	20704	3DA-BP8R	1,756	1420	0052	21.2	27.0	75%	◆	本則税率	22,500	15,000
MAZDA3	20704	3DA-BP8R	1,756	1480	0152	20.0	26.4	75%	◆	本則税率	22,500	15,000
MAZDA3	20704	3DA-BP8R	1,756	1410	1052	21.5	27.0	75%	◆	本則税率	22,500	15,000

車種: 軽乗用車

<ガソリン車・LPG車(ハイブリッド車を含む)>

【ダイハツ】

* 2025(令和7)年5月1日から2026(令和8)年4月30までに新車新規登録等を行った場合に適用

[重量税の特例措置]

区分「○」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除(※)となります。

2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

区分「●」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時の重量税は本則税率から減免(免税、50%、25%軽減(1回限り))(※)した税額となります。

初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

区分「◆」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

(※)初回継続検査等時の免除等の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り

適用されます。

通称名	型式 指定番号	車両型式	排気量 (ml)	車両重量 (kg)	類別 区分番号	WLTCモード			重量税の特例措置			
						燃費値	燃費 基準値	低燃費区分	区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)	
								令和12年度 燃費基準達成 割合			新車新規検査 3年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)
ムーヴ	20440	5BA-LA850S	658	860	0004	22.6	28.1	80%	●	25%軽減	5,600	5,000
ムーヴ	20440	5BA-LA850S	658	860	0005	22.6	28.1	80%	●	25%軽減	5,600	5,000
ムーヴ	20440	5BA-LA850S	658	860	0006	22.6	28.1	80%	●	25%軽減	5,600	5,000
ムーヴ	20440	5BA-LA850S	658	890	0007	21.5	27.9	75%	◆	本則税率	7,500	5,000

車種: 軽乗用車

<ガソリン車・LPG車(ハイブリッド車を含む)>

【本田技研】

* 2025(令和7)年5月1日から2026(令和8)年4月30までに新車新規登録等を行った場合に適用

[重量税の特例措置]

区分「○」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除(※)となります。

2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

区分「●」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時の重量税は本則税率から減免(免税、50%、25%軽減(1回限り))(※)した税額となります。

初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

区分「◆」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

(※)初回継続検査等時の免除等の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り

適用されます。

通称名	型式 指定番号	車両型式	排気量 (ml)	車両重量 (kg)	類別 区分番号	WLTCモード			重量税の特例措置			
						燃費値	燃費 基準値	低燃費区分	区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)	
								令和12年度 燃費基準達成 割合			新車新規検査 3年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)
N-WGN	21375	5BA-JH3			0001	23.0	28.1	80%	●	25%軽減	5,600	5,000
N-WGN CUSTOM	21375	5BA-JH3			0002	23.1	28.1	80%	●	25%軽減	5,600	5,000